

各 支 部 長  
各 役 員 様  
各 狩 獵 指 導 員

一般社団法人 北海道獵友会  
会 長 天 崎 弘

### 国有林における銃器による狩獵について

北海道獵友会では、この度恵庭市国有林で発生した会員の誤射事故が発生したことを真摯に受け止め、全力を挙げて事故の再発防止対策を進めることとしております。

このため、貴職には、会員に対して「狩獵事故防止の注意事項」を再確認して安全な狩獵に徹するよう指導をお願いしております。

さらに、会員の皆様には、会員への再確認の指導に要する期間として12月末まで全ての銃器による狩獵の自粛、そして亡くなられた菅田健太郎殿並びに御遺族の皆様にご心から哀悼の意を表し、当分の間国有林における狩獵の自粛を要請しております。

この度、別紙(写)のとおり、北海道森林管理局長から狩獵事故防止の徹底と国有林の立入禁止区域に関する規制措置の実施並びに局長の心中を述懐されたメッセージ「狩獵者の皆様へのごお願い」の通知がありました。

つきましては、各会員に指導通知とメッセージを配布し、熟読の上再発防止に向けた取り組みを徹底するよう指導してください。

なお、現在全会員へ配布するための「森林管理局からの通知文書等」を準備中であり、近く送付することとしております。

また、全道の国有林が立入禁止区域となることから、12月4日付けで通知した狩獵の自粛期間を次のとおり変更いたします。

### 記

#### 1 国有林の立入禁止区域の扱い

(1) 平成31年1月15日から今年度のエゾシカ可獵期間終了時まで、全道の国有林(石狩森林管理署管内を除く。)は立入禁止区域となり、銃獵による狩獵をすることができません。

#### (2) 石狩森林管理署管内

平成30年12月10日から今年度のエゾシカ可獵期間終了時まで、石狩森林管理署が管理する国有林は立入禁止区域となり、銃獵による狩獵をすることができません。

#### 2 北海道獵友会が実施している狩獵自粛期間

有害鳥獣捕獲事業等を除き、銃獵による狩獵を自粛しております。

#### (1) 道内の全ての地域において、銃獵による全ての狩獵を自粛する期間

会員への周知後から平成30年12月31日までとし、変更はありません。

#### (2) 国有林野において、銃獵による全ての狩獵を自粛する期間

会員への周知後から平成31年1月14日までに変更します。

〒060-0806

札幌市北区北6条西6丁目第2山崎ビル3F

TEL 011-747-2006 FAX 011-727-3020

E-mail ryoyukai@dream.ocn.ne.jp



平成30年12月11日

一般社団法人 北海道猟友会長  
天崎 弘 様

北海道森林管理局長  
新島 俊哉

### 銃器を用いた狩猟事故防止の徹底について(要請)

11月20日の貴猟友会会員の誤射による当局職員の死亡事故は、職員が赤色のジャンパー、オレンジ色のヘルメットを着用し、狩猟者から見て十分目立つ格好の安全対策を講じたうえで、発砲が禁止されている林道(公道)上を歩行していたにもかかわらず、発生したところである。

事故の原因は、現在警察で捜査中であるが、事故を起こした貴猟友会会員が、狩猟の基本ルールである矢先の確認、獲物の確認を守らずに、さらに、法令で禁止されている林道(公道)に向けて猟銃を発砲したことは、明らかである。このことは、貴猟友会会員をはじめ狩猟者に対して、法令及び狩猟ルールの徹底が全くなされていないと言わざるを得ない。

エゾシカによる被害が深刻な中、当局においても、北海道や貴猟友会と連携して、エゾシカ捕獲対策を推進してきた中で、このような事故が発生したことは大変遺憾である。

については、貴猟友会会員をはじめ狩猟者に対して、一步間違えば人を殺傷してしまう危険な猟具である猟銃を扱っているという責任の重さを今一度自覚し、関係法令と狩猟ルールに照らして、もう一度自らの行動を省みる機会としてもらうため、当面、以下の措置を講じることとしたところである。

- 今可猟期間(平成31年3月31日まで)において、銃器を用いた狩猟を目的とした入林を制限する立入禁止区域を北海道内の全ての国有林に拡大する。  
本措置は、貴猟友会会員をはじめ狩猟者への周知期間、現地における立入禁止表示の作業期間等を考慮し、平成31年1月15日から開始する。

(注) 鳥獣被害の重大性に鑑み、銃器を用いた有害捕獲等は従来どおり実施する。

貴猟友会におかれては、本要請を真摯に受け止め、上記の措置内容及びその趣旨について、別添「狩猟者の皆様へのお願い」を必ず添付のうえ、全ての会員に対して周知徹底されるようお願いする。

併せて、貴猟友会においても再発防止策を検討し、その内容について報告願いたい。当局における次期可猟期間に向けた安全対策については、貴猟友会の再発防止策の内容も踏まえて検討し、改めて通知することとする。



## 狩猟者の皆様へのお願い

去る11月20日、北海道森林管理局 石狩森林管理署の職員が、恵庭市内の国有林において、狩猟者からエゾシカと間違えられ、誤射により死亡するという、あってはならない事故が発生しました。

職員は、当日、同僚と二人で北海道を襲った台風21号の被害により林道上に倒れた木をチェーンソーで整理し、車の通行ができるようにする業務に従事していました。彼らは林道の入口から順次作業を行いながら車で進み、その途中で林道上に崩落土砂があったため、車から下車したところ、前方に、反対側の林道入口から進入して止まっている車を発見しました。そして、この先は通行できないことを伝えようと、林道上をその車に向かって歩いていたところ、突然、猟銃で撃たれたのです。

職員は、赤色のジャンパーとオレンジ色のヘルメットを着用し、狩猟者から見て十分目立つ格好をしていました。また、木々は落葉しており、見通しのよい状態で、開けた林道上を狩猟者に向かって歩いていたのに誤射されたのです。

今回の事故の原因は、現在、警察で捜査中ですが、事故を起こした狩猟者が、狩猟の基本ルールである矢先の確認、獲物の確認をまったく守っておらず、さらに、法令で禁止されている林道（公道）に向けて猟銃を発砲したことによることは、明らかです。

大切な職員を失った私としては、常日頃からこのようなことが行われていたのではないかと、さらには、本当にすべての狩猟者一人一人にまで、狩猟関係法令と狩猟ルールが徹底されているのだろうか、と疑念を抱かずにはいられませんでした。

亡くなった職員は平成14年に北海道森林管理局に採用され、これまで16年間、現場の最前線である森林事務所や森林管理局・署内において幅広い業務を経験し、将来、必ずやリーダー的な役割を担うであろうことが期待された優秀な人材でした。また、彼は38歳とまだ若く、奥さんと3人の小さな子供がいて、子供達もお父さんと遊ぶのが大好きでした。一家の大黒柱を失った奥さんや子供達をはじめご両親の大きな悲しみは、並大抵のものではないことは誰でも理解できると思います。一方の加害者においても、この罪を一生背負って

生きていかなければなりません。

猟銃による事故は、このように被害者と加害者の双方に対して、家族を巻き込んだ大きな不幸を突然もたらすことになり、二度と今回のような事故を起こしてはならないのです。

一方、北海道におけるエゾシカによる森林生態系や農林業への被害は、いまだ深刻な状況にあります。北海道森林管理局においても、これまで北海道、北海道猟友会と一緒に、国有林におけるエゾシカ捕獲に積極的に取り組んできており、こうした中で、このような事故が発生したことは本当に残念でなりません。

エゾシカ被害対策を着実に推進していくためには、狩猟者の皆様による関係法令と狩猟ルールの遵守は絶対に不可欠なものであり、そのことは、私たちの職員も含め、森林内で働く人々の命とその家族の生活を守ることになることはもちろん、狩猟者の皆様自身やご家族の生活を守ることになります。

今回、北海道内の国有林について、平成31年1月15日から3月31日までの間を銃器を用いた狩猟禁止としたのは、当局の職員の死を絶対に無駄にしないという強い決意の下、狩猟者の皆様方に、狩猟は一步間違えれば人を殺傷してしまう危険な猟具である猟銃を扱っており、各人が重い責任を背負っているのだということを今一度自覚していただき、関係法令と狩猟ルールに照らして、もう一度自らのこれまでの行動を深く省みる機会としていただきましたからです。

北海道森林管理局はエゾシカ捕獲の担い手である狩猟者の皆様と一緒に、これからも銃猟における安全対策の徹底とエゾシカ被害対策の推進に取り組んでいく考えです。狩猟者の皆様には、以上の趣旨を十分に理解していただけるものと固く信じて、私からのお願いとします。

平成30年12月11日

北海道森林管理局長

新島 俊哉